

スト規制法と電力の現場

わたなべ しんのすけ
渡邊 慎之介

●電力総連 労働政策局長

みなさんは「スト規制法」という言葉をご存じでしょうか？

正式名称は「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」で1953年（昭和28年）に当初は3年間の時限制定（暫定）として導入され、1956年から恒久法となりました。

制定の背景には、1940～50年代にかけて電力・石炭産業を中心に大規模なストライキによる送電停止や設備作業の拒否が発生し、停電や燃料供給の途絶が広範囲で生じたことがあります。これらは都市生活や工業生産を直撃し、社会的不安と経済的損失を招いたため、戦後の復興過程において国民生活と経済の安定を守る必要があると判断され、同法が制定されました。

制定当時には労働基本権を尊重する立法が試みられましたが、それから70年以上を経た現在でも、電気事業および石炭鉱業の労働者には実質的に労働基本権を制約するスト規制法が適用されています。

ストライキという言葉を耳にする機会は減っていますが、これから本格化する春季生活闘争においては、スト権を確立することが『伝家の宝刀』として組合の交渉力と団結力を高める重要な要素になります。しかし、私たち電気事業のように「公共の生活や経済に重大な影響を与える事業」に分類される労働者は、労働関係調整法第8条に基づく無秩序なスト防止のための特別規定がそもそもあり、スト規制法という個別の規制が実務的に重なり、実質的に二重の制約—『屋上屋』—が課せられている状況です。

電力分野では電力システム改革により市場は全面自由化され、多くの企業が新規参入し、競争環境が形成されましたが、旧来の大手電力会社にはスト規制法が適用される一方で、新規電力事業者には適用されないという公平性に関する問題が生じています。

スト規制法については、これまで何度も国会論議で取り上げられてきました。電力システム改革の検証に合わせて昨年、厚生労働省に設置された「スト規制法の在り方」を検討する部会では、連合の全面的な支援を受け論議を行い、40年以上ストを実施しておらず、良好な労使関係によって電力の安定供給が維持されている点や平和的解決手段を最優先する「平和義務」を労働協約で締結している点など訴え、スト規制法の廃止を主張しましたが、今次の部会では『存続』の結論が示されました。

残念ながら訴えは届きませんでしたが、部会報告書のまとめでは、良好な労使関係と高い使命感が今日の電力安定供給を支えている点を「公労使の共通した認識」として確認し、今後も労使の知見を深め、継続的に議論を行うことが必要だとしています。

私たちの目的はストの実行性を高めることではなく、法の平等性と健全な事業運営の下でスト規制法を廃止し、働く者の労働基本権を回復することにあります。引き続き、電力の安定供給という使命を全うするとともに、これまで培ってきた良好な労使関係を維持し、その状況をみなさまに丁寧にお伝えする努力を重ねたいと考えます。